障害学生支援について

長野大学障害学生支援

基本姿勢

1. 障害者差別解消法にもとづく「対応要綱」にのっとり、学修、課外活動、学生生活等における差別解消を目的にした「合理的配慮」を行う。
2. 長野大学での学生生活を通して、社会に出た後に自分の目標に向かって自立した生活を送ることにチャレンジする人間を育成する。
3. 共に学ぶ学生を思いやり、不自由や困難を感じている人に対して、ごく自然に声を掛け、助け合う意識が全学生・教職員に浸透することを目指す。

長野大学の障害学生支援は、３つの柱からなっています。

まず、第１は、「合理的配慮」の提供です。「障害者差別解消法」の施行により、高等教育機関（大学､短大等）には障害のある学生に対する「合理的配慮」の提供が求められています。

「合理的配慮」とは、障害のある個人（学生）から支援を求める意思表明があった場合、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜（支援、施設の改善）を提供することを言います。合理的配慮の第１段階は障害学生の支援を求める意志の表明であり､障害学生の意志を尊重する形で支援方法を構築していきます。意思の表明がない限り、支援を進めることは難しいということを理解してください。

第２に、本学の施設や支援制度は、多くの障害のある在学生や卒業生の声が反映され、実現してきたものです。また、障害のない学生や教職員も同じキャンパスで生活しています。それらの人々と協調し合い、課題を一つずつ解決していく支援が、長野大学での障害学生支援に対する考え方です。

この支援制度を支えるのは、障害のある学生のチャレンジ精神です。その上で、障害のない学生、教職員がともに協調することでバリアフリーな大学の実現が可能になると考えています。こうした姿が第３の柱です。

これら３つの柱が、本学の障害学生支援制度を形成しています。

障害学生支援体制　概要

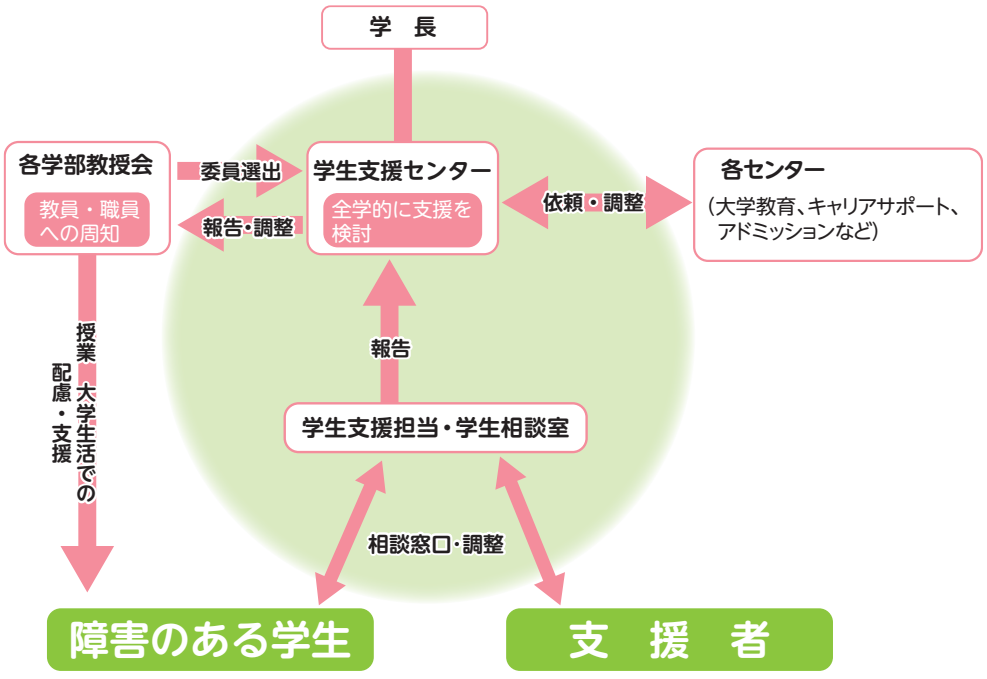

障害のある学生が
心がけること

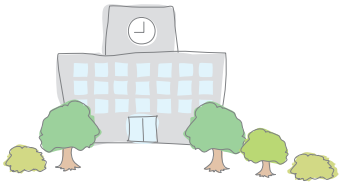

学生生活を楽しく充実したものにするためには、
いろいろな人たちと積極的にコミュニケーションをとることが大切です。
そして、自分の学生生活を組み立て、創っていくことが大切です。
そのために、次のことができるようになりましょう。

1 自分の障害を理解し、説明ができるようにしましょう。

必要な支援を得るためには、自分の障害や疾病などを正しく理解をし、説明ができるようにしておくことが必要です。障害などからくる生活の困難さを考えておくことが大切です。

2 自己コーディネート（調整する）ができる力をつけましょう。

大学は学生の必要な支援をすべて提供できるわけではありません。自分でできることを考え、自分で行動することが必要になります。

3 卒業後の生活を考えましょう。

資格の種類によっては、障害があることにより受験資格がなかったり、受験の配慮が行われない可能性があります。自分の障害を理解し、自分に合った職業を選択しましょう。

障害のことを伝え、知ることが第一歩

様々な人や組織とのコミュニケーションを活発にすることが長野大学での障害学生支援の前提です。そのために次のような取り組みを行っています。

オープンキャンパス	入学後の学修や学生生活における配慮や支援が必要となる可能性が高い受験生のために、入学前よりオープンキャンパス等で個別相談を行います。
入学試験	障害のある方に対する受験の対応について、「入学者選抜要項」に記載のある「可能な受験上の対応事項」を実施します。
事前相談	入学予定者からの希望があった場合は、事前相談を実施し、適切な支援の把握と検討を行っています。
アドバイザーによる個別面接（学部生のみ）	全学生に配置されているアドバイザー教員により、年 1 回の定期個別面談と必要に応じた随時面談を実施し、障害のある学生個々に対する支援の状況を確認しています。
障害のある学生との懇談会	障害のある学生と教職員、支援学生などが集まり、大学全体として望ましい支援を行うための意見交換を行います。
ノートテイク懇談会・ノートテイクワークショップ	ノートテイク利用学生（聴覚障害のある学生）とノートテイカー、教職員がノートテイク支援のあり方について意見交換を行います。

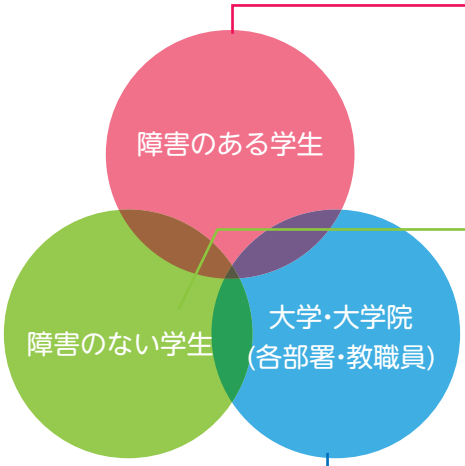

障害のある学生

障害の種別や程度は学生によって様々であり、学生生活上で必要になる支援のあり方も学生によって変わります。長野大学では障害のある学生自身が、支援が必要なことを周囲に伝えられる機会を様々な形で作っています。その機会を活かすかどうかは、障害のある学生自身の向き合い方次第です。困っていることや必要な支援がある場合は、ぜひそのチャンスを活かしてください。

障害のない学生

学生生活の中で障害のある学生と関わる機会が多くあります。例えば聴覚や視覚に障害のある学生とゼミやサークルなどで意見を交わしたり、共にフィールドワークに出掛けたりしますし、車いすを使用している学生と廊下ですれ違う際に、ふと助けを求められることもあります。そんな学生生活の中で、共に学ぶ学生を思いやり心のバリアフリーの意識が自然と身に付くのが本学の風土です。障害に対して身構えるのではなく、ぜひ積極的に関わってください。

大学・大学院（各部署・教職員）

本学での障害学生支援体制は学生の声を聞きながら徐々に積み重ねてきた改善の上に成り立っています。そのため、現時点の支援のあり方が障害のある学生にとって快適で完璧なものではありません。これからも障害のある学生の状況とニーズを把握し、何が必要な支援なのかを学生から引き出すことを続けていかなければならないのです。学生の声にきちんと向き合い、受け止め、教育的見地から必要であることは実現できるよう大学として取り組んでいきます。

支援内容

支援のあり方は学生個々によって変わりますが、
主に次の支援を行っています。

- アドバイザーによる個別相談、状況の把握 ※ 1
- 教員や専門職員との個別面談
- 「障害のある学生との懇談会」※ 2 開催による全体的な状況把握、意見交換
- 障害の程度に応じて定期試験での受験方法を配慮（時間延長・別室受験など）
- 障害学生用ロッカーの貸出
- 専用机、昇降機の設置
- 要望に応じた各種施設改修
- ノートテイクや UD トークによる情報保障支援 ※ 3 ※ 4
  （授業・キャリア講座・ガイダンスなど）
- 学内でノートテイカー養成講座を開講
- ノートテイク懇談会・ノートテイクワークショップの開催
- ビデオ教材の文字起こし
- 入学式・卒業式などの学校行事での字幕表示
- 支援機器の貸出し（モバイル機器など）
- 授業における配慮（資料提供、板書読み上げ、映像解説など）
- 各教室の点字表示
- エアーストレッチャー・ノーパンクタイヤ車いすの設置

オープンキャンパスでのノートテイク

ノートテイカー養成講座

用語説明

※ 1　アドバイザー

学生の修学・学生生活上の悩みを共に考え、解決していくための取り組みとして、学生一人ひとりにアドバイザー（担当教員）を配置しています。障害のある学生に対してもアドバイザーが個別に相談相手になります。

※ 2　障害のある学生との懇談会

障害のある学生の学生生活上の問題点などを把握し、解決に向けて意見するために開催します。障害のある学生、教職員、支援に携わる学生などが参加し、様々な立場からより良い支援のあり方のために意見交換をします。

※ 3　ノートテイクによる情報保障

ノートテイカー（P9 を参照）が主に聴覚に障害のある学生の「耳の代わり」となり、授業の内容を要約し伝えることで情報を保障する手段です。その他の障害のある学生も、必要に応じて情報保証の配慮を受けることができます。用紙にペンで手書きする方法 (手書きノートテイク) と、パソコンで文字入力をする方法 (PC テイク) があります。ただし、一部の授業においては支援することができない可能性があります。

※ 4　UD トーク

音声認識アプリを利用し、教員の音声を機械的に文字化して表示します。必要に応じてノートテイカーが誤変換の修正を行います。

支援制度を利用する方へ

障害のある学生本人の要望を受けてから支援をスタートします。
支援の実施にあたっては、「合理的配慮」という考え方に基づいて、
所属学部や関係部署と連携しながら進めていきます。

支援利用の基本的な流れ

利用の申し出（学生支援担当窓口へ相談にお越しください）

障害者手帳または障害の内容がわかる医師の診断書のコピーを提出してください。

▼

支援内容の確認、要望の聞き取り

支援を受けたい授業の担当教員と相談のうえ「授業における配慮の申請書」を学生支援担当へ提出

▼

アドバイザー等による個別面接

必要に応じて随時実施

▼

所属学部、関係部署との調整

▼

合理的配慮の実施

※根拠資料および申請書は、封筒等に封入のうえ、表面に〈根拠資料在中〉と記入して提出してください。

「しょうがい」の漢字表記について

障害については、個人と環境・社会との相互作用の中でとらえる考え方があり、日常生活の中で、「障害」「障がい」「障碍」「しょうがい」など、様々な表記があります。そして、本学においては「障害」の表記を用いています。この漢字表記は学生の皆さんを縛るものではなく、個人の考えを左右するものでもありませんが、本学からのお知らせ等はこの表記で統一します。

学生による支援

障害のないあなたもバリアフリーの実現に参加しませんか？

長野大学には、障害のある学生が在籍しています。
「自分にもできることはあるけれど、どうしたらいいか分からない」という方は、
次のような方法でバリアフリーの実現に参加してみてください。

1 気軽に声を掛ける

困っているように見える学生には、「よかったらお手伝いしますよ！」と、気軽に声を掛けてください。勇気のいることですが、お互いを知ることから始めましょう。

2 障害学生支援に関わる科目を受講する（学部生のみ）

障害学生支援に関わる科目を履修することで、支援方法を学ぶことができます。
※人数により開講されない可能性もあります。

「情報保障技術A（点字・朗読法）」…２単位

視覚障害とは何かを学ぶことからはじめ、点訳の技術と知識を身につける科目。音訳指導、パソコン点訳、情報機器開発についても取り上げています。

「情報保障技術B（要約筆記）」…２単位

「パソコンノートテイク」の知識と技術習得を中心に情報コミュニケーション支援について学び、聴覚に障害のある人の地域生活及び関連する福祉制度等についての理解を深めます。

「情報保障技術C（手話）」…２単位

聴覚障害の特性や、聞こえる人との文化の違いを学びながら、基本的な手話表現を習得していきます。さらに、キャンパス内や実習先でも活かせる実践的応用力を身に付けます。

3 ノートテイカーとして登録をする

本学では、聴覚障害のある学生を対象に、パソコン入力や手書きで授業の音声情報を文字化する「ノートテイク支援」を行っています。ノートテイクの知識や技術は「ノートテイカー養成講座」で学ぶことができます。ノートテイカーとして支援活動に参加してみませんか？関心のある方は学生担当へお問い合わせください。

4 サークルに入る

個人的に支援をするのは不安という方は、障害者支援に関するサークルに入って活動することもできます。支援技術について先輩から教えてもらうこともできます。

手話サークルひまわり

学内で手話を楽しく覚える活動をしています。活動内容は、あいさつ、日常会話の手話、手話歌などメンバーの希望に沿って決めています。学外での手話講義や講習会にも参加しています。

ノートテイクサークルこだま

授業や入学式、卒業式などの大学行事におけるノートテイク支援で活躍しています。また、学外イベントにノートテイカーとして参加をするなど、聴覚障害やノートテイクの普及活動も行っています。

相談窓口の案内

学内には様々な相談窓口があります。
学生生活を送る上で困ったこと等があれば遠慮なく相談してください。

※各相談窓口の場所は、巻末のマップで確認してください。

教育グループ学生支援担当（正面玄関右側）

課外活動や奨学金に関することなど、学生の皆さんの学生生活をサポートする部署です。
また、障害のある学生支援も担当しています。
主な役割
・障害のある学生の相談・支援
・障害のある学生を支援する学生サポーターの養成や派遣
・支援に関係する部署や教職員との連携
・障害のある学生との懇談会等各種行事の開催　など

保健室（５号館１階）

学生の健康管理及び学内での負傷・疾病時における応急手当を行っています。
健康面等で悩みがある方は、お気軽にご相談ください。

学生相談室（５号館１階）

学業や進路、対人関係、心身の健康など皆さんの抱える悩みや問題を共に考え、解決していけるようにお手伝いします。困っているとき、苦しいとき、自分ひとりではどうしたらいいかわからなくなってしまったとき、気軽にご利用ください。

アドバイザー教員（学部生のみ）

学生の皆さん一人一人にアドバイザー教員がつきます。授業の履修の仕方など学業上の悩み等があるときは、ぜひご相談ください。

地域の支援機関の案内

上小圏域基幹相談支援センター

障害がある方が自分の暮らしたい地域でその地域の方々と一緒に支えあいながら安心して暮らせる社会を目指しています。

上小圏域の市町村及び指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所との連携を強化し、上小圏域の相談支援体制及び障がい者の権利擁護（虐待防止）の充実を図ります。

主に次の業務を行っています。

- 生活の相談と支援
- 仕事の相談と支援
- 制度の相談と支援
- 地域生活への相談と支援
- 仲間同士の相談と支援

■電話でのお問い合わせは　**TEL.0268-28-5522**

〒386-0012　長野県上田市中央３丁目５番１号　上田市ふれあい福祉センター 2F
e-mail：siensent@po7.ueda.ne.jp　　※ご相談は事前にご予約ください。

長野大学　障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱

（目的）
第１条　この要綱（以下「対応要綱」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して長野大学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）
第２条　長野大学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組めるよう監督するとともに、障害のある者が障害のない者と平等に教育・研究に参加できるよう機会を確保する。

（定義）
第３条　この規定における障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、学生、教職員、学外者を問わず、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、長野大学（附置研究所等の附属施設を含む）における教育及び研究、また、その他の関連する活動全般において、そこに参加する者すべてを広く対象とする。ただし、労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

（不当な差別的取扱いの禁止）
第４条　教職員は、障害者に対して、別紙留意事項の示すところにより、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（合理的配慮の提供）
第５条　教職員は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、別紙留意事項の示すところにより、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。
２　長野大学は、個々の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上にむけた環境整備等）に努めることとする。
３　教職員は、障害者に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することにあわせて、適時、見直しを行うことに努めることとする。

（相談体制の整備）
第６条　長野大学は、法第14条の規定に基づき、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおり指定する。
一　障害学生支援室
二　学生相談室
三　保健室
四　学生支援担当
五　学長が指名する障害のある教職員
２　前項に指定する窓口については、必要に応じて、相談に対応する教職員の確保・充実を図るものとする。

（紛争に関する相談）
第７条　長野大学は、法第14条の規定に基づき、障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別取り扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための窓口を、下記のとおり指定する。
一　障害学生支援室
二　ハラスメント防止・対策委員会
三　学長が設置する第三者委員会
２　前項の第三者委員会の設置に関しては別に定める。

（情報公開）
第８条　長野大学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

（研修・啓発）
第９条　長野大学は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
２　新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施する。
３　教職員に対し、障害特性を理解するとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、意識の啓発を図る。

（対応要綱の見直し）
第10条　長野大学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて対応要綱を見直し、適時、充実を図るものとする。この際には、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。また、法および基本方針の見直し時に併せ、本対応要綱も見直すものとする。

（学長の責務）
第11条　長野大学の学長は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また障害者に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
一　日常の執務を通じた指導等により、障害者差別に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害者差別に関する認識を深めさせること。
二　障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
三　合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して合理的配慮の提供に関する手続を適切に行うよう指導すること。
２　長野大学の学長は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒）
第12条　教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、若しくは，過剰な負担がないにもかかわらず、合理的配慮を提供しなかった場合、その様態等によっては、職務上の義務に反し、または職務を怠った場合等に該当し，懲戒処分等に付されることがある。
２　懲戒の区分については公立大学法人長野大学就業規則第41条に従うものとする。

附　則
この対応要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附　則
この対応要綱は、平成30年4月1日より施行する。

長野大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱における留意事項

第１　基本方針

（基本的な考え方）
長野大学は創設以来、障害のある学生を受入れてきたが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下、「法」という。）の施行に伴い、本学の基本姿勢を明確にするため、対応要綱の留意事項を明記する。
学生に対しては、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保しなければならない。また、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。そのため、学生の受入れに当たっては、障害に基づき差別することがないよう、入学者選抜において、大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供することを原則とする。入学者選抜は各学部のアドミッションポリシーに基づくことは、付記するまでもない。
受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮しなければならない。

（学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮）
長野大学は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。
ただし、高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

（附属施設の利用者および一般から参加可能な活動等）
附属施設の利用者、公開講座やシンポジウム等、一般から参加が可能な活動については、学生以外の一般の障害者も差別的取り扱いの禁止と合理的配慮提供の対象となることに留意しなければならない。

第2　定義

（対象）
「長野大学における教育及び研究、また、その他の関連する活動全般」とは、長野大学が実施するすべての教育・研究活動ならびに長野大学が実施する行事等のことで、講義、実習や演習、インターンシップにおける指導等の正課教育（予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む）、図書館や体育館等、学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、社会福祉実習、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請などが挙げられる。
「そこに参加する者すべて」とは、長野大学の学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生）ならびに長野大学に入学を希望する者等，および前述の活動全般に参加することが認められている一般の参加者および利用者を指す。

第3　禁止される不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第4　正当な理由

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び大学等の教育・研究の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。
教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

第5　不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

第3で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例として、例えば、次のようなものがある。

なお、以下の例については、第2で示した正当な理由が存在しないことを前提とする。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）
○障害があることを理由に受験を拒否する
○障害があることを理由に入学を拒否する
○障害があることを理由に授業受講を拒否する
○障害があることを理由に研究指導を拒否する
○障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否する
○障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させる
○障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒む
○判断・理解能力等の程度を確認することなく、精神障害者（知的障害と発達障害者を含む）は一律に判断・理解能力に欠ける等として対応を拒む
○運動能力の程度を確認することなく、四肢に障害がある者は一律に運動能力に欠ける等として体育授業や研修、講習、会議、実習、イベントへの参加を受付けない
○軽度の障害であることが明白であり、教員や周囲の学生による簡単な配慮で授業受講が可能にもかかわらず、介助者をともなって参加することを条件付ける
○手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒む

第6　合理的配慮の考え方

（基本的な考え方）
法は、障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。）における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。
合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組（調整、配慮等）であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。
合理的配慮は、本学の教育・研究の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育・研究の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する。

（過重な負担の基本的な考え方）
過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとする。
過重な負担に当たるかどうかは、学長またはこれが指名する者が責任を持って判断する。また、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明した上で、理解を得るよう努める。

○教育・研究への影響の程度（教育・研究の目的・内容・機能を損なうか否か）
○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
○費用・負担の程度
○大学の規模、財政・財務状況

（合理的配慮の合意形成過程）
合理的配慮の決定過程においては、障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ、障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際、障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について、個別に判断する。

（合理的配慮の決定）
本学が合理的配慮を決定するに当たっては、障害のある学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供することが望まれる。その際、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が障害のある学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるようにする。
特に、通学については、本学が障害のある学生本人に通学が可能であることを確認するとともに、必要に応じ、自治体や社会福祉協議会、上田点字図書館、NPO等による地域の支援が受けられるかを確認し、障害のある学生に対し情報を提供することが重要である。
また、合理的配慮の決定は、本学の責任において行うこととし、その決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照することも重要である。
なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等）の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。

（組織体制の構築）
関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が障害のある学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する障害のある学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる。

（時間的な経緯の考慮）
障害のある学生は、障害の状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（環境の整備）
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的に安定した配慮や支援を提供できるよう考慮することは重要である。

（意思の表明）
意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。
また、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表明のプロセスを支援することが重要である。
その際、本学、授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）が行われることのないよう十分留意する。
意思の表明が困難な障害者が、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために障害者との建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

（基礎的環境整備）
合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（基本方針の「第5」において記述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

第7　合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるが、具体例として、例えば、次のようなものがある。
なお、これらの具体例はあくまでも例示であり、これらがすべての事例で常に合理的配慮に該当し得るものではないことに注意が必要である。以下の例については、「第6」の「（過重な負担の基本的な考え方）」で示した過重な負担が存在しないことを前提とする。また、「第6　合理的配慮の考え方」の「（基礎的環境の整備）」で示したとおり、合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、環境の整備に当たっては、技術進歩の動向を踏まえた取組を進めることが重要である。

（物理的環境への配慮）
○車いす利用者のために段差にスロープを渡す
○図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善する
○移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保する
○車いす利用者が段差を越えらない場合に、段差を乗り越えるための補助を行う
○障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保する
○移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する
○易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設ける

（意思疎通の配慮）
○授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行う
○ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行う
○シラバスや教科書・教材にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供する
○聴覚障害のある学生の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いる
○授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える
○事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行う
○障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝える
○間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明する
○口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝える
○授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりする。
○入学試験や定期試験において、点字や拡大文字等による情報保障を行う
○入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達する

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）
○入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用を認める
○成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する
○本来、外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認める
○大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりする
○移動に困難のある学生に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更する
○社会福祉実習、教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認める
○実習、授業において、通常よりも詳しいマニュアルをする等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行う
○外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替する
○障害のある学生が参加している実験・実習等において、特別にチューター、SAを配置する
○ICレコーダー等を用いた授業の録音を認める
○授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認める
○不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行う
○感覚過敏がある学生に，サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認める
○体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認める
○教室内で、講師やスクリーンに近い席を確保する
○障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにする
○入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行う
○障害にかかわるリハビリ、治療等のため学習空白が生じる学生等に対し、学習機会を確保する方法を工夫する。
○移動支援は第一義的には自治体の支援を受けることを旨とするが、困難な場合は大学が支援することも考慮する
○学内移動や授業出席に介助者が必要なので、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認める
○視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認める

第8　合理的配慮の妥当性について考慮が必要な変更・調整の具体例

（目的・機能を損なうような変更・調整）
○成績評価において、公平性を損なうような評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりする
○本来、授業において求めている教育目標を達成していないにもかかわらず合格とする（例：コミュニケーションスキルの獲得を目的とした語学の授業で、授業の主目的となる実技をすべて免除し、代替手段を考慮せずに単位を付与する。）
○授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれる場合（例：ディスカッションへの参加が困難な学生に配慮して、本来計画していた授業中のディスカッションをすべて無くし、講義だけで授業を行う）

（過重な負担）
○大学による生活面全般の保証（例：一人暮らしが困難な学生の生活を支えるために、年間を通じた専属の支援者をつける）
○大学による通学の保証（例：学生の自宅からの通学に、毎日補助者をつける）
○財務計画を無視した、要求のあるすべての施設設備の短期間におけるバリアフリー改修工事の実施
○授業への出席が難しい学生のために、履修登録したすべての授業を１対１で行う

（その他）
○提供することにより、他の学生と比較して明らかに有利となる支援（例：機能障害の状態と試験内容から不必要と思われる試験時間の延長、個人的な物品・サービスの提供など）
○機能障害とは直接関係がない変更調整（例：書字、聴覚記憶、視覚情報処理など、ノートテイクに関連する認知機能や運動機能に障害が見られない状況での、ノートテイカーの利用）

＊「第10　組織体制の整備」の「（外部資源の活用）」にあるように、補聴器・車いすなど生活全般で必要な支援機器あるいは介助者は、障害者総合支援法に基づいて提供されることが原則である。一方で、大学内で障害者総合支援法に基づいて支援機器あるいは介助者が提供されないために修学が不能な場合に、大学が大学内において必要な支援機器・介助者を提供することを禁ずるものではない。

＊なお、現時点で合理的配慮には該当しにくいと考えられ得る変更・調整の中には、大学として積極的に行う環境の整備や、より先駆的な支援事例で今後取り組んで行くべき内容も含まれる可能性があることに留意が必要である。

第9　情報公開

（情報公開）
障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す。
特に、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等について、可能な限り具体的に明示するとともに、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開する。また、ホームページ等に掲載する情報は、障害者が利用できるようにアクセシブルにする。

第10　組織体制の整備

本学における不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を進めるため、学長がリーダーシップを発揮し、大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努める。
また、支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生等の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との連携を図る。

（外部資源の活用）
障害は多岐にわたり、各大学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（自治体、ＮＰＯ、他大学等、特別支援学校など）の教育・福祉資源の活用や障害当事者団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

第11　バリアフリー化

障害のある学生等が安全かつ円滑に大学を利用できるよう、障害の状態・特性等に応じた環境にするために、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置等について施設の整備を計画する際に配慮する。
また、既存の大学等施設のバリアフリー化についても、障害のある学生等の在籍状況等を踏まえ、大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるように配慮する。なお、施設・設備を新設する場合には、障害のある学生等の在籍状況にかかわらず、ユニバーサル・デザインの観点を重視するものとする。

（障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮）
個々の学生等が障害の状態・特性等に応じ、図書館、演習実習室、運動・体育施設等の共同利用施設・設備について、他の学生等と同様に利用できるよう、必要に応じて様々な教育機器・支援技術等の導入、人的支援体制の整備や利用方法の指導、施設の整備、配慮の提供を行う。
また、個々の学生等の障害の状態・特性等に応じ、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさなどに配慮するとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。
視覚障害やディスレクシア（識字障害），肢体不自由等，通常の印刷物を利用することが難しい学生等に対して，情報アクセシビリティを保障する著作物の複製（点字やテキストデータ，拡大印刷，動画の音声部分の字幕作成等）を，著作権法（著作権法第37条および同第37条の２，日本図書館協会等による「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」）を遵守した上で，学内の関連施設（図書館，図書室，障害学生支援室等の図書館に類する施設）が中心となって行う。

（災害時等の支援体制の整備）
災害時等の対応について、学生等の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する。

第12　事務事業の委託等に関する留意点

本学が事務事業を外部機関に委託等する場合には、以下の点に留意する。
∇当該委託等によって行われる事務事業は、大学等が行う事務事業として扱われるため、国公立大学に対しては法第７条が適用されること
∇他方、事務事業を受託する事業者等については、法第8条（事業者の合理的配慮提供努力義務規定）が適用されることから、合理的配慮の提供については努力義務となること
∇基本方針の「第４には、「事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要綱を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。」と記述されている　こと
∇以上を踏まえ、委託等の条件に、大学が委託等をせずに事務事業を実施する場合と同等の対応が図られるよう、本対応要綱を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めること

第13　留意事項の見直しについて

合理的配慮提供の充実のため、留意事項の見直しを行うには、障害のある学生や関係する教職員の意見を聞き、障害学生支援室の検討をへて学生支援センターから公表する。その際、法の目的を遵守するよう努める。